

市議会だより

な か き

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、3月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会

■ 第102号平成14年5月25日 ■ 発行・編集 福岡県中間市議会 / 編集委員会



架け替え工事の進む遠賀橋

平成十四年度各会計当初予算可決

中間市立隣保館設置及び管理に関する条例制定

3月定例会

平成十四年第一回中間市議会

(三月定例会)は、三月一日に開会され、二十九日間の会期で三月二十九日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、補正予算、新年度予算や条例制定などあわせて三十三件でした。

審議の結果、全議案とも原案どおり可決されました。

一方、議員提出議案は、意見書案四件が可決されましたが、意見書案五件が否決されました。

そのほか、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦に同意しました。

常任委員会の

審査から



各常任委員会では、三月定例会で付託された十三年度補正予算・新年度予算や条例制定など二十四議案について審査しました。

審査の内容(要旨)は次のとおりです。

平成十三年度 補正予算

総務文教委員会

一般会計

補正予算の総額は、五億五千六百三十万円で、予算の総額を百七十八億九千二百八十万円とするものです。

歳入の主なものは、利子割交付金六千万円、地方消費税交付金四千万円、地方交付税七千四百万円、産炭地域振興臨時交付金六千五百万円がそれぞれ追加されています。

市債は、各事業費の確定に伴う増減及びＩＴ関連の地域ネットワーク整備事業に関する追加等が行われており、合計一億千三百万円が、新たに計

上されています。

歳出の主なものは、新規事業として、地域ネットワーク整備事業費、八千万円が計上されています。これは、「市役所及び公共施設を中心としたコンピュータネットワークづくり」として、市民への行政情報の提供及び各施設の利用状況の照会や利用申し込みを可能とするための「地域コミュニケーション情報システム」・「市民図書館蔵書検索システム」・「小中学校間の動画による「テレビ会議システム」を構築するものです。さらに、「市役所」・「ハーモニーホール」及び「ハピネスなかま」に、タッチパネル方式のキオスク端末を設置し、市民の方々が気軽に、情報提供を受けられるよう、基盤整備が行われます。

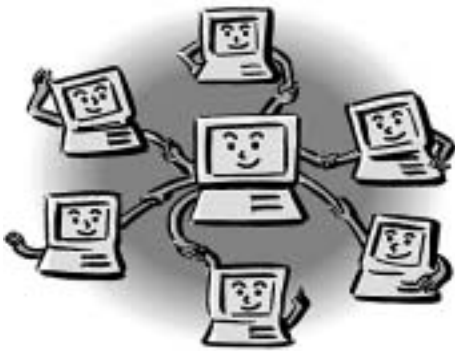
また、退職積立基金費一億円、財政調整基金費一億五千

万円が追加されています。

委員から「ペイオフ解禁の開始に伴う影響」について質疑があり、執行部より「ペイオフの対象となる公金は、市税や交付税など日々金融機関に入金される歳計現金と各種の積立基金の定期預金部分で、現在、国からの指導で、運用に対する基準作りが求められていましたので、中間市公金管理委員会を設置し、基準作りを行っています。今後の国等の動向を見据え、慎重に対処していきたいと考えています」との説明がありました。

また、「東小学校の環境教育の一環である、ケナフ栽培の取り組み」や、「学校給食における狂牛病問題への取り組み」についての質疑・要望等もありました。

採決の結果、全員賛成で可決しました。



議員提出議案

可決したものの

児童扶養手当など母子福祉施策の充実を求める意見書

厚生労働省では、離婚家庭の増加が見込まれる中で、児童扶養手当を現行のまま維持していくのは財政的に厳しいとの理由から、児童扶養手当の抜本的見直しを検討中です。

平成十年八月に所得制限額が一〇〇万円強、引き下げられ、全国で七万人もの母子家庭が手当の支給を打ち切られ、生活苦を訴える深刻な声もあがっています。

今、国においてはあらゆる面の構造改革がすすめられ、母子寡婦福祉も改革の時とも認識していますが、長期に亘る不況のもとで、パート労働者やリストラによる解雇など、母子家庭の生活は大変厳しいものがあります。

次代を担う子どもが、健やかに成長するために、児童扶養手当をはじめ母子家庭における、経済生活の安定のため、施策の充実強化を図るよう強く要望する。

ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書

昨今、わが国の経済及び雇用状況はより一層厳しい状況に直面しています。総務省調査によれば、平成十三年度の年間平均失業率も、五%を超える状況となっています。

こうした状況の中で、最近、ワークシェアリングが注目を浴びています。ワークシェアリングとは1人当りの労働時間を短縮し、仕事を分ち合う雇用政策であり、すでに欧州において広く実施され、雇用の確保や失業者対策に一定の成果をあげています。最近、わが国においても、この制度の導入に向けて、政府と労働組合及び経営者団体の三者による「政労使検討会議」が設置され、合意形成に向けて協議が開始されたところです。

政府においては、早急に「政労使検討会議」における合意形成を図り、失業者の抑制や雇用増加に寄与するワークシェアリングの導入を推進すべきです。

民生経済委員会

一般会計

歳出の主なものは、総務費の諸費で生活保護費国庫負担金返還金七千九百九十万円が計上され、これは旧中間保養院の不正請求に伴う市から国への返還金です。

民生費では生活保護費における扶助費が一億七千七百七十万円が増額されています。

商工費では、排水施設維持管理費で五築・虫生津工場排水施設管理運営基金積立金一億円が計上されています。

なお、地域総合福祉会館の開館に伴う福祉バスの利用状況については、一日二台の福祉バスで十二便を運行し、今年の二月末までに二万五千五百五十人の利用があり、一日百人程度の利用状況であること。さらに、住居表示については、現在第十一次までが実施されており、川東地区の九十七%が完了し、第十二次で残り三%を実施し、川西地区については、今後検討していくこと、などの報告があつています。

委員から「児童福祉関係で虐待防止ネットワークの相談内容」について質疑があり、執行部より「十三年度は、現

在まで四十七件の相談があり虐待が年々増加している。虐待の内容としては、子どもに食事を与えない、寝かせない、学校へ行かせないなどが半数以上占めており、そして身体的虐待が三割程度で、また、

これらは、各学校・幼稚園・保育園からの通報で判明したものが多く、ネットワークが有効に機能している成果だと考えます」との説明がありました。

また、委員から「同和予算については十分検討して、他の予算に回せるよう努力して欲しい」との要望があつてい

ます。

在まで四十七件の相談があり虐待が年々増加している。虐待の内容としては、子どもに食事を与えない、寝かせない、学校へ行かせないなどが半数以上占めており、そして身体的虐待が三割程度で、また、これらは、各学校・幼稚園・保育園からの通報で判明したものが多く、ネットワークが有効に機能している成果だと考えます」との説明がありました。

ハビネスなかまの福祉バス



特別会計国民健康保険事業

予算の総額を歳入歳出それぞれ四十三億七千五百三十万

円とするものです。

老人保健特別会計

予算の総額を歳入歳出それぞれ六十億七千四百四十万円とするものです。

介護保険事業特別会計

予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億六千七百三十万円とするものです。

委員から「介護保険料の滞納に関する罰則」について質疑があり、執行部より「これについては介護保険法の中に規定されており、介護サービスを受けようとする時に、本来は一割の利用料を負担するが、過去一年間保険料を滞納している場合、償還払いとなりそのことが保険証に記載され、まず、十割分の保険料をサービス業者に払った後にその領収書を市の介護保険課窓口に提示し、償還払いの手続きの後に九割分を本人に返すという、一時的に十割分を立替え払いをするという制度になっている。

また、一年半以上の滞納については、給付が一時差し止められたり、保険料の滞納期間によって、未納者についてはサービスが制限される仕組みとなっております」との説明がありました。

小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書

近年、小児科医そのものの数は横ばい状況であるものの、開業医の高齢化等に伴う診療施設の閉鎖や、ビル診療所等の増加などから、特に休日や夜間の小児救急医療体制の不備がクローズアップされ、大きな社会問題となっております。政府に対し、これまでの小児救急医療体制のあり方を抜本的に見直し、左記の事項の早急な実現を強く求める。

記

- 一 小児救急医療及び小児医療に係る社会保険診療報酬の引き上げを図ること。
- 二 第二次医療圏（平均人口三十五万人）に最低一ヶ所、二十四時間対応小児専門救急医療体制の早期整備を進めると。そのため「小児救急医療支援事業」の抜本的見直しと充実・強化を図るとともに、国の助成を強化すること。
- 三 都道府県における小児医療の中心センターとしての中核的小児医療機関の整備を計画的に行なうこと。
- 四 大学医学部における小児専門医の養成と臨床研修の充実を図ること。

雪印食品牛肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化を求める意見書

雪印食品によるこの事件は、やや立ち直りかけつつあったBSE（牛海状脳症）に伴う国民の牛肉不信を再び惹き起させたばかりか、国民・消費者の食品表示制度全般に対する不信を著しく大きくするものです。よって政府に対し、以下の事項に関する速やかな対応を求める。

記

- 一 国産牛肉買上げ制度による買上げ保管中の牛肉について、他にも虚偽や不正がないか、総点検を行なうこと。
- 二 JAS法や食品衛生法等の関係法における食品表示制度の抜本的見直しと、そのための監視制度の強化・充実を図るとともに、違反者への罰則を強化すること。
- 三 食品表示については、名称、原材料名、内容量、賞味期限、製造・輸入業者名、及び生産地等のより詳細な表示を行なわせるとともに、内容のチェック等監視体制の強化を図ること。

病院事業会計

収益的収入及び支出において、病院事業収益一億四千六百三十万円が増額されており、昨年度より入院で二千五百人外来て七千人程度の患者数の増が見込まれています。

病院事業費用は、一億二千三十万円が増額され、これは、入院・外来患者の増加に伴い薬品費、診療材料費が増額されたことによるものです。

なお、本年度は四千万円程度の赤字が見込まれています。資本的収入及び支出においては、資本的収入では固定資産整備企業債一千五百万円、また、資本的支出では、固定資産購入費一千八百万円がそれぞれ減額され、これらは高度医療機器購入価格が決定したことによる減額です。

委員から「赤字財政の中で市民公開講座のあり方」について質疑があり、執行部より「今後、講座のあり方、講師の選定、経費等の使い方について院長と十分協議しながらやっています」との説明がありました。

また、委員から「赤字解消のためにあらゆる手立てを検討して、頑張ってください」との要望がありました。採決の結果、いずれも全員賛成で可決しました。

建設水道委員会

一般会計

総務費の財産管理費では、犬王古月線、中間・水巻・芦屋線等街路事業に伴う代替地として、土地開発公社が代行取得していた八物件の財産購入費が計上されています。

衛生費の環境衛生費では、合併浄化槽設置補助事業費の確定に伴い、当初四十五基より三十八基への減額がされています。

労働費の失業対策費では、事業費確定に伴う調整がおこなわれています。

土木費の道路橋りょう費では、村猿喰線ほか四路線の道路改良工事に伴い土地開発公社が代行取得していた五物件の財産購入費が計上されています。

都市計画費では、県の街路事業である犬王古月線および飯屋大膳橋線の事業費確定に伴う調整がされています。

また、次郎丸道元線街路事業費では、工事内容の変更により減額されています。

委員から「次郎丸道元線街路事業費の工事内容の変更」について質疑があり、執行部より「県より補助金の節減指導が年度途中にあり、景観施

設等の見直しを行ったため」との説明がありました。

地域下水道事業特別会計

主なものは、下水道管崩落事故工事費の精算による減額と、下水道使用料の増収見込みに伴うもので、一千五百万円を減額し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ一億一千八十万円とするものです。

公共下水道事業特別会計

主なものは、下水道受益者負担金・下水道使用料の増収によるものと、県事業である流域下水道事業の事業費確定に伴うもので、三千五百九十七万円を増額し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ二億六千二百四十七万円とするものです。

審査の結果、いずれも全員賛成で可決しました。

否決したものの

育英会奨学金制度の充実を求める意見書

有立法制に反対する意見書

地方交付税算定の「見直し」凍結を求める意見書

深刻な失業状況の打開と安定的な雇用拡大に関する意見書

安心の医療制度改革への抜本改革を求め、負担増に反対する意見書

市長提出議案

可決したおもなもの

平成十三年度中間市一般会計補正予算(第六号)

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市市税条例の一部を改正する条例

中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

中間市地域改善対策専修学校等技能習得資金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

中間市市立保育所設置条例及び中間市立納骨堂設置条例の一部を改正する条例

中間市市営住宅審議会条例の一部を改正する条例

中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

中間市若年者専修学校等技能習得資金の返還債務の免除に関する条例



する条例

平成十四年度 当初予算

総務文教委員会

一般会計

前年度当初予算と比べ一・四％の減で、予算総額は百六十一億九千九百三万円となっています。

歳入の主なものとしては、市税は、三十八億千四百万円が計上されており、前年度に比べ三千六百万円の減額となっています。

地方交付税は、五十六億五千三百万円が計上されています。市債は、総額十億七千六百万円が計上されています。

人事紹介

三月定例会で、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦に同意しました。

《敬称略》

人権擁護委員候補者

越智 信一
波多野 伸子



歳出の主なものは、総務費関係では、明るい街づくり推進費六百万円が計上されています。その内容は、青少年の非行防止や家庭内暴力等、犯罪の防止等の啓発活動及び巡回指導を行うため、巡回パトロール車の購入費等が主なものです。

委員から「明るい街づくり推進室について、一月一日より課として立ち上げた推進室の内容は、十四年度中には研究・検討をし、各課にまたがる相談業務の統合等の調整をするということであった。しかし、課として予算を計上する以上、行政として責任ある取り組みがないと、市民として納得ができない。安易なものでなく、先の展望を持った



具体的な施策を示すべきだ」との意見がありました。消防費関係では、消防署及び消防団に各一台消防ポンプ自動車等を購入するための費用が計上されています。また、消防水利確保のために、防火水槽設置工事費七百万円が計上されています。委員から「今後の防火水槽の設置計画」について質疑があり、執行部より「阪神淡路大震災を教訓とし、年次計画を作成し、市内に均等に配置できるように毎年一基ずつ設置を計画しています。年次計画は、三年ごとに見直し、今後の必要数については見直しの折に検討していきますが、あと十基ほどは必要と考えています」との説明がありました。教育委員会所管では、県の緊急雇用対策費補助金を利用し、小中学校における教科指導支援事業として、市内各小中学校十校にそれぞれ一名の

教員補助者を配置するための賃金、二千六百万円、外国語指導助手招致に関する費用一千万円、いきいき教育特別推進事業として、九百万円が計上されています。また、西小学校の外壁補修工事費七千八百万円が計上されています。さらに、生涯学習の一環として、陶芸作業所を設置するための費用、千二百万円、ハートホールールの大小ホールを同時利用を可能とするための防音工事費用、一千万円も計上されています。また、中間市文化振興財団運営に要する費用として二億三千万円が計上されており、市民会館、市営球場、テニスコート等の管理運営を文化振興財団に委託する委託料が主なものです。委員から「新年度予算の人権教育指導に要する経費の中で、同和教育関連の特別な施策にあたる支出が計上されているがなぜか」との質疑があり、執行部より「十三年度末で地对財特法が失効しますが、同和教育関連の育成事業等については、県の方針として五年間の継続とすることが、決定していますので、市としてもその方針に添って事業を継続するものです」との説明が



ありました。討論において、「教育費で、地对財特法が失効する新年度から、同和教育関連の特別施策をする必要がなくなる。今までと同様に、子どもたちを区別することは、学校教育にとつて弊害を持ち込むものであり、根本的な問題の解決にならない。財政難のために予算を切り詰めること、こういう部分での是正こそが、必要である」との反対意見が一部あっています。公共用地先行取得特別会計 本年度も公共用地先行取得の計画はなく、十四年度当初予算では、歳入歳出とも十万円となつていません。採決の結果、一般会計は賛成多数で、公共用地先行取得特別会計は全員賛成で可決しました。

民生経済委員会

一般会計

児童福祉関係では、権限委譲に伴い県から児童扶養手当の認定・給付の事務が委譲され、手当については年三期に分けて支給されますが、その内の一期分の扶助費として五百五十人分、九千六百万円が新規に計上されています。

委員から「同和子弟に対する保育料算定のもととなる所得基準の優遇措置」について質疑があり、執行部より「十四年度は、生活保護基準の一・五倍から一・三倍に、十五年度は一・一倍に、十六年度は一・〇倍と三年計画で年次的に縮小・廃止していく考えです」との説明がありました。

障害者福祉関係では、社会参加促進事業が新規に予算計上され、手話通訳者を市の窓口配置するための経費や、手話通訳者の派遣、点字・声の公報発行、身体障害者のための移動支援に要する経費等が予算計上されています。

高齢者福祉関係では、新規に、高齢者訪問理美容サービス事業の実施が予定されています。

このサービスを利用出来る高齢者は、概ね六十五歳以上

で在宅の寝たきりの高齢者で、利用回数は年四回を上限とし、理美容代金は利用者が負担しますが、在宅訪問料を一回の利用につき一千五百円助成するものです。

さらに、生活管理指導員派遣事業も実施予定で、身寄りのない単身高齢者世帯及び高齢者のみの世帯に対し、指導員を派遣し、日常の基本的生活習慣の支援・指導及び、近隣住民との対人関係構築の支援、指導を行なうものです。

環境生活関係では、環境美化推進員制度が廃止され、郵便局の協力で郵便配達の際に不法投棄物を発見した場合、市へ通報してもらい、市職員が処理するという方法に変わります。

人権対策関係では、本年四月から課名変更される人権推進課（現同和对策課）、隣保館等の職員配置は、人権推進課が職員四名、臨時職員一名、隣保館が職員三名、臨時職員一名、岩瀬南町集会所が、嘱託職員一名、非常勤嘱託職員三名が配置されています。

委員から「同和子弟に対する保育料の減免など、一部の改善は見受けられるが、公立保育所の同和加配による職員配置や隣保館、岩瀬南町集会所等の職員配置についても、

依然、同和ということが残っている」等の意見がありました。

特別会計国民健康保険事業

予算の総額が歳入歳出それぞれ、四十一億七千四百万円となっており、昨年度より一千六百万円の減額となっています。

住宅新築資金等特別会計

予算の総額が歳入歳出それぞれ、四千八百万円となっています。

老人保健特別会計

予算の総額が歳入歳出それぞれ、六十三億八千七百万円となっており、昨年度より三億五千万円程の増額となっています。

介護保険事業特別会計

予算の総額が歳入歳出それぞれ、二十二億五千二百万円、昨年度より一千九百万円の増額となっています。

本年度は、中間市高齢者総合保健福祉計画の見直しที่กำหนดされ、公募による市民参加の作成検討委員会の設置が予定されています。

委員から「措置から介護保険への制度の移行等により、様々な事業が民間業者へ委託

され、市民がどういう状態にあるかということをも市が把握できなくなっている。今後、行政主体としての市が把握するための方法を考えているか」との質疑に対し、執行部より「今後、行政主体の基幹型の在宅介護支援センターを設置することも検討しています」との説明がありました。



また、医業外収益の主なものは、一般会計からの繰入金となっていました。

病院事業費用は二十四億八百万円で、前年度より八・四%の増となっています。

医業外費用では、企業債利子償還金等支払い利息四千五百万円が主なものです。

収益的収支では、十四年度六百万円程度の純利益が見込まれています。

また、資本的収入六千三百万円に対し、資本的支出一億四百万円が計上され、収入が不足する額四千百万円は、損益勘定留保資金で補填することとなっています。

委員から「市民の健康保持の観点から、市立病院を中心とした、保健・福祉との連携が進んでいない。今後、何か考えているか」との質疑に対し、執行部より「今後は医療だけで病院が成り立って行くとは思っていない、そういったことを討議する部会を設置するよう提案している」との説明がありました。

採決の結果、一般会計は一部態度保留がありました。賛成多数で、病院事業会計は全員賛成で可決しました。

また、他の会計については可否同数のため、委員長の裁決権を行使し可決しました。

病院事業会計

収益的収支では、医業収益と医業外収益を合わせた病院事業収益は二十四億一千四百万円、前年度より八%の増額となっています。

医業収益の主なものは入院収益十二億六千二百万円と外来収益九億八千五百万円、入院患者数は四万三千人、外来患者数は十万六千人が見込まれています。

建設水道委員会

一般会計

総務費の財産管理費では、恒生の旧社会福祉センターの解体工事費や、土地開発公社が代行取得している犬王古月線街路事業に伴う代替用地の五物件の財産購入費等が計上されています。

環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として、三十七基分の予算が計上されています。

失業対策費では、特定地域開発就労事業として通谷団地八・十号線道路改良舗装工事ほか十三路線の工事が計画されています。

道路橋りょう費では、東中間深坂線の新日鉄送水管布設の委託料、車屋四号線道路改良工事ほか四件の工事費が計上されています。

河川費では、土手ノ内二丁目出原ポンプ座のポンプ設置工事費等が計上されています。



都市計画費では、県事業である犬王古月線、仮屋大膳橋線の街路事業負担金、公園費では、都市公園・児童遊園の整備及び緑化に要する経費が計上されています。

住宅費では、中鶴市営住宅屋根防水工事や、岩瀬南団地の水洗化を図るため、排水処理施設の工事費等が計上されています。

審査の中で委員から「市営住宅の建替え計画」について質疑があり、執行部より「通谷、土手ノ内の両団地について現在検討中であり、今年の秋頃に入居者に対しアンケート調査を実施し、その結果に基づいて今後の計画を検討していきたい」との説明がありました。

地域下水道事業特別会計
予算の総額は、歳入歳出それぞれ九千六百万円です。

歳出の主なものは、終末処理費では、中鶴と曙下水処理場の維持管理費および処理場設備の修繕料等が計上されています。

公共下水道事業特別会計
歳出の主なものは、総務費では、受益者負担金の各年度及び全期一括納入者に対する報償金や、北九州市への下水



道処理負担金等が計上されています。

ポンプ場費では、蓮花寺中継ポンプ場の維持管理に要する経費が計上されています。

建設費では、中間駅前の幹線管きよ築造工事、各町内の下水道整備工事や上底井野御館、中央などの設計委託が計画されています。

また、県事業である遠賀川下流域下水道事業では、水巻・中間幹線等の工事費及び十五年度供用開始予定の浄化センター建設に伴う負担金が計上されています。

十四年度末における中間市の公共下水道普及率は、二十%から二十四%に、公共下水道の下水処理は、七十四万トンから九十六万トンになる見込みです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ二十億九千三百万円となっています。

水道事業会計

収益的収支では、水道事業収益十二億六千六百八十二万

五千円に対し、水道事業費用十二億三千七百二十九万円が計上され、二千九百五十三万五千円の利益が見込まれています。

また、資本的収入十二億七千二百七十一万四千円に対し、資本的支出十七億五千三十八万八千円が計上され、収入が不足する額四億七千七百六十五万四千円は、当年度損益勘定留保資金及び減債積立金等の自己財源で全額補填することとなっています。

主な建設改良事業として、唐戸浄水場改良事業と遠賀橋架け替え工事に伴う導配水管布設替え工事が行われます。

唐戸浄水場は、昭和八年に建設され、中間市全域の給水および水巻町の一部に分水を行っていますが、施設等の老朽化が進み、維持管理を困難にしていることから、維持管

理を容易にし、省エネ、省力化さらに水質管理の向上等、安全で良質な水道水を安定的に供給するために、新しい浄水技術を取り入れた施設改良事業を、十二年度から三年間の継続事業で行っています。

また、今年度は新たに、土木・建築付帯工事として、既設建物、構造物のリフォーム、および安全性の高い次亜塩素素注入設備への切り替え、中央監視装置等の工事が計画されています。

遠賀橋架け替え工事に伴う導配水管布設替え工事は、十三年度から二年間の継続事業で行っています。

また、老朽管布設替え工事として、中間市内および遠賀町内で二十三件の工事が計画されています。

審査の結果、いずれも全員賛成で可決しました。

市議会を

傍聴

しましょう

次の定例会は6月14日です。議員による一般質問は、6月17日の冒頭から行います。委員会の一般傍聴も行なっています。

委員会の開催日時、受付時間等は、一般質問終了後の本会議場における各委員会への付託案件によって、変動しますので承ください。

くわしい日程等は、議会事務局へお問い合わせください。

☎(245)0001

条例

その他

総務文教委員会

中間市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」の一部が改正され、本年四月一日から施行されます。

小中学校における学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、今まで、県の条例で定められていましたが、法の改正に伴い、当該市町村の条例で定めることとなりました。

公務とは、学校保健法施行規則第二十三条から第二十五条までに規定されている、それぞれの職務執行の準則による公務を指し、毎年春に行っている定期健康診断等が主なものです。

実施機関は、教育委員会、学校医等の災害が公務上のものである場合、法によって補償を受ける権利があることを、

対象者に通知しなければならぬものとされています。

補償の範囲、金額、支給方法等については、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」に準じて行うこととなっています。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

民生経済委員会

中間市敬老年金条例の一部を改正する条例

今回の改正は、敬老年金の名称を敬老祝金に改めること、そして受給者の年齢を満七十五歳以上から、節目ごとに見直すための改正内容となっています。

改正の主な内容は、祝金の額の変更で、今までは満七十五歳以上満八十八歳未満の人は年額五千元、満八十八歳以上満百歳未満の人は年額一万円、満百歳以上の人は年額二万円となっています。

改正案では、満七十五歳の人だけ年額五千元、満七十七歳の人だけ年額一万円、満八十八歳の人だけ年額二万円、満九十九歳の人だけ年額三万円、満百歳以上の人は年額五万円となっています。



委員から「一年、一年を大事に生きている高齢者の気持ちを組んで、今までどおり、満七十五歳以上の人には毎年支給して頂きたい」との意見や、「今まではお金でもって敬老の日を祝福していたが、その日だけが敬老の日とかで支給したから敬老の日とかではなく、この条例に変わるお年寄りが心底喜ぶ施策の充実を要望する」等の意見がありました。

採決の結果、賛成多数で可決しました。

中間市立隣保館設置及び管理に関する条例

中間市立隣保館は、昭和四十七年に設置され、中間市立隣保館条例に基づいて設置・運営されて来ましたが、

中間市立隣保館条例では、第二条に「隣保館は、基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民の社会的・文化的・経済的生活の向上を図り、同

和問題の速やかな解決に資することを目的とする。」と規定されていること、さらに、第三条では「同和問題に関する各事業等が規定されている」ことなど、同和問題解決のための隣保事業の位置付けがなされていきました。

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、通称「地対財特法」が本年三月三十一日で失効することから既存の条例を廃止し、新しく条例を制定しようとするものです。

新規条例の内容では、第一条に「地域福祉の向上を図るとともに、国民的課題としての人権問題（同和問題等を含む。）の速やかな解決に資することを目的として設置する」などとなっています。また、第三条の隣保館の各事業についても同和問題という語句が除かれた規定となっており、さらに、館の使用についても、第五条で「第三条の事業に支障のない限り市民に使用させることができる」となっています。

そして、今後の隣保館は同和問題を含めた、人権問題全般の取組み、更には、福祉の向上や人権啓発のための、住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニケーション

としての役割を果たしていくとの説明がありました。

委員から「隣保館事業については、九月四月から一般対策に移行しているにもかかわらず、隣保館内に同和団体が事務所を置いて使用していること、また、岩瀬南町集会所においても隣保館と目的も事業も同じように運営され、且つ、別の同和団体の事務所として使用されていること、さらには、それらの業務内容からすると職員が多すぎるとの指摘がなされ、これらについては、今後、一か所を一つに統合するべきではないか、公共施設としての隣保館から、同和団体の事務所を撤去するべきではないか、さらには職員の削減・賃金の見直しをすべきではないかなど、早急に改善するように」との意見がありました。

採決の結果、可否同数のため委員長の裁決権を行使し、可決しました。



中間市五楽及び虫生津工場排水施設設置及び管理に関する条例

十年三月に地域振興整備公団九州支部と中間市とで五楽工業団地及び虫生津工業団地の工場排水施設の移管契約を締結していますが、今後、市が施設の維持管理を行なっていくことから、施設の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

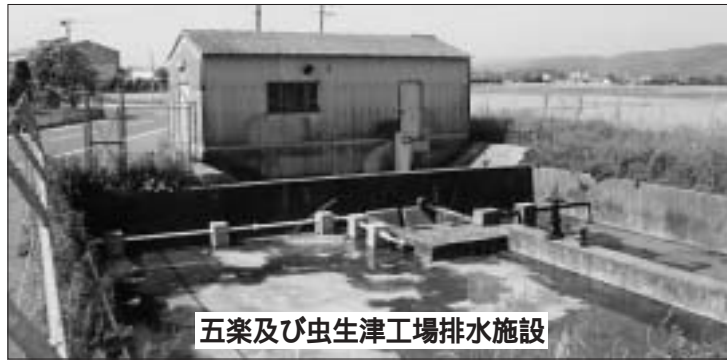
市は、地域振興整備公団九州支社と協力し、五楽工業団地及び虫生津工業団地の造成を行ない、積極的に企業誘致を進め、現在三十七社が操業しています。

これらの工場排水は、西部地域がほとんど農耕地であることから工場排水等を排水溝に流入することが出来なかつたため、整備公団が五楽工業団地から虫生津工業団地を経て西川まで排水管を埋設し、今日まで両団地内の企業が利用してきました。

条例の主な内容は、第五条では「排水施設へ流入させる汚水の排水基準は、国及び県に準ずるものとする」となっています。

負担金については、第七条に規定され、施設の維持管理費については、受益者負担の原則から排水施設を使用して

いる各企業から応分の負担割合で負担金を徴収することとなっております。
採決の結果、全員賛成で可決しました。



五楽及び虫生津工場排水施設

中間市五楽及び虫生津工場排水施設管理運営基金条例

これらの施設が昭和四十五年に設置した設備であることから、老朽化が進み将来、大規模な施設補修工事が必要となることから基金を設置して、その費用を積み立てようとするものです。

採決の結果、全員賛成で可決しました。



民生経済委員会

介護保険料・利用料の減免を求める請願

請願の趣旨は、「介護保険実施後、保険料は当初半年間は徴収の凍結、それから一年間は半額徴収、十三年十月からは全額徴収となり、保険料は二倍になりました。高齢者に対する社会保障の切り下げは、年金改悪により、生涯年金で百万円単位の影響がでており、医療費の一割負担の実施、介護保険料の増額と家計は大変な事態です。

十三年八月末の調査によれば、利用料減免を実施する自治体は予定も含めて六百七十四、保険料減免は三百二十八自治体、中間市でも次のことを実施していただきたい、

- 一 介護保険料・利用料の減免をおこなうこと。
- 二 減免に必要な財源は、一般会計でまかなうこと。」

他自治体の減免状況等について執行部から、「福岡県下で、介護保険料減免を実施し

ている自治体は六市二町、約一割程度で、利用料減免については二市が実施しており、実施している自治体において、

成検討委員会の中で審議してもらうこととなります。」等の説明があり、また、「介護保険制度の趣旨、介護保険財政の将来の安定的運営からするとちんとしたものにすることがあると考えます」との意見がありました。

一 一定の収入だけで低所得者という判断をせず、資産状況・扶養状況等を調査した結果、生活保護基準以下であれば低所得者としている。

採択に賛成する意見として、委員から「今の介護保険制度には欠陥があり、それを補っていくのが自治体の使命である。保険料、利用料が払えない人が現実にいることから、減免を実施していくべきであるし、全国的にもそのような流れになっている。また、低所得者には負担が大きな介護保険となっていること等から、

二 保険料については、社会保険であることから全額減免されることはなく、五段階で第一段階は五割、第二段階は二割五分などの軽減措置を実施しているが、さらに減免する場合でも、いくらかは負担することとなっている。

ぜひ、中間市も独自で検討して手立てを講じてほしい」等の意見がありました。

三 減免に必要な財源は、一般会計からの繰出しではなく、減免する場合は、保険制度の中での保険料として転嫁することとなっている。との三原則が適用されています。

採択に反対する意見として、委員から「執行部の説明が妥当と思われるし、介護保険については、実態把握がまだ不十分と思われる、十三年度までの実績を踏まえ、十四年度に事業計画の見直しが作成検討委員会の中で行なわれることから、その中で十分検討するよう期待する」との意見がありました。

また、国の十三年十月一日現在の統計によると全国では三百十件の自治体、約一割程度が実施していること。

採決の結果、可否同数のため委員長の裁決権を行使し、不採択としました。

国民健康保険の資格証交付に関する請願

請願紹介議員から「早期発見、早期治療が医療費の増高を防ぎ、国保財政等の悪化の解消につながることから、悪質な場合は別だが、滞納者についても医療証を交付して頂きたい」との補足説明がなされました。

請願の趣旨は、国民健康保険法第一条には、「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」と明記し、同法第七十六条では「保険給付を受ける権利は、譲渡し担保に供し、または差し押さえることは出来ない」として、「受給権の保護」が強調されています。

保険給付を受ける権利とは病気やケガのときに医師等に診てもらふ権利であり、被保険者証は受給権を行使する証明で、全ての被保険者に無条件に交付することが国保法の趣旨に沿うものです。となっており、請願事項は、

一 保険税滞納者に対する制裁措置（保険証の取り上げと、資格証・短期証の発行）は、ただちに中止すること。

二 被保険者証の返還命令並びに資格証明証の交付について国保施行令第一条の四に定める「特別の事情」の判定については、被保険者の実態

把握に努め、行政の恣意を避けて慎重かつ柔軟な運用をすること。とりわけ、次に示す場合は、「特別の事情」として認めること。

毎年度の給与・年金所得が、生活保護基準以下の世帯
児童扶養手当・児童就学援助手当など、公的補助が適用されている世帯。

「滞納処分」の施行により、その生活が著しく窮迫させられる恐れのある世帯。

三 「資格証」交付対象外とされている「公的医療制度」と同様、自治体が独自に実施している医療助成制度の対象者も同様に取り扱ふこと。

四 高すぎる保険料を引き下げ、不況期に応じた保険料減免制度に改善すること。となつています。

委員会において、現在の資格証明書の交付状況について



執行部から、「十二年度に国民健康保険法の改正がなされ、それまで保険税の滞納者に対する罰則が明確になつていなかったことから、保険税を一年以上滞納している者については、被保険者資格証明書が交付されることが義務化されたこと。

被保険者資格証明書の交付を受けている人は、医療を受ける場合、医療機関で十割の負担をした後、市の健康増進課で七割の保険給付を受ける。という制度になつてのこと。

十二年度から現在まで、のべ三百六十八名に対し、資格証明書の交付を行ない、内半数が医療機関に行く等の必要性が生じたことから、事前に市の窓口で分割納付をするなどの納税相談に応じ、二、三か月の期限で保険証が再交付されていること。

その結果、現在は百八十九名が資格証明書の交付対象者で、若年者層が大半を占め、今すぐ病院にかかるということがないという認識による滞納と思われる。」等の説明がありました。

委員から「資格証交付をしなくても良いような条件整備が出来ないか」との質疑があり、執行部より「国保会計には、累積赤字が一億三千万円



以上あり、収納率についても九十%と県下平均に比べ低い状況で、保険税を納付している人からすれば、納めていない人が医療機関を自由に利用できる制度はいかなるものか。そのことが納税意欲を低下させるのではないか。

市の事情として、新年度予算の中で、歳入欠陥補填収入というのを毎年、一億、二億を組んでいる、これは予想される医療支出に対して、歳入に欠陥が生じ、架空の収入を上げており、たこ足操業と同じことで、十四年度も、前もつて次年度の保険税を食つていくという状態である。このような状況で減免制度を実施することは難しいし、また、厚生労働省に対し再建計画書を提出しているが、赤字を抱える中で税の減免措置を講ずるのは相反する施策となる。

さらには、減免措置を講ずるとなれば、国保税だけということにはならない、全ての税について減免規定を設ける

ということとなる」等の説明がありました。

採択に賛成する意見として、「国民健康保険制度が出来たときは、国民皆保険ということとで、いつでもどこでも、早期発見、早期治療ということが医療の面で最も良いということが始まった。その後度々国の財政問題で改悪されてきた。そういった中で市民の健康をどう守っていくかというときに、資格証を発行しなくてよいような状況を作り上げていく、根本は国の医療制度を変えないと出来ないが、自治体としての努力をどう進めるかというのが、この請願の中にある。よって採択することによって自治体の努力を促すということと賛成する」等の意見がありました。

採択に反対する意見として、「皆で支え合う保険制度である以上、滞納を見逃すことはできない、滞納者に認識してもらふためにも当然に、この制度は必要である。との意見や、人は権利もあれば義務もあるということとで、行政はしっかりと把握して、対応をしてほしい」等の意見がありました。

採決の結果、可否同数のため委員長の裁決権を行使し、不採択としました。

市政に質問

3月4日(月)5日(火)の本会議で下記の9名の議員から市政について一般質問があり、要旨を掲載しています。
 なお、質問事項は順不同です。

- | | |
|--------|--------|
| 光井 議員 | 光井 議員 |
| 正義 議員 | 正義 議員 |
| 種実 議員 | 種実 議員 |
| 多恵子 議員 | 多恵子 議員 |
| 久雅 議員 | 久雅 議員 |
| 雅子 議員 | 雅子 議員 |
| 寛利 議員 | 寛利 議員 |
| 井本 議員 | 井本 議員 |
| 佐々木 議員 | 佐々木 議員 |
| 植本 議員 | 植本 議員 |
| 中家 議員 | 中家 議員 |
| 古野 議員 | 古野 議員 |
| 山本 議員 | 山本 議員 |
| 青木 議員 | 青木 議員 |
| 宮下 議員 | 宮下 議員 |
| 久好 議員 | 久好 議員 |

乳幼児医療費について

議員 子育て世帯にとって、乳幼児医療費負担の軽減は、安心して子どもを育てるうえで切実な施策です。

子育て支援として乳幼児医療費無料化を就学前まで適用してはいかがでしょうか。

市長 乳幼児医療制度は、福岡県公費医療支給制度に基づくもので、三歳未満の者を対象に、医療機関で支払った、保険給付の対象とならない一部負担金を支給し、実質的に患者負担をなくす制度として実施されています。

対象年齢を三歳未満から就学前まで引き上げると、補助の対象とならない三歳から六歳までの対象児に対しては、全て市単費での対応となります。

ちなみに、この額を試算したところ、新たに六千万円以上の財源が必要となります。現在の財政事情から考えると、乳幼児医療の対象年齢を

就学前まで拡大することは、困難かと思えます。

保護者にとって負担の大きい入院医療費に限って、対象年齢の引き上げを行うなど、可能なものが無いかどうか検討していきたいと思えます。

同和行政について

議員 隣保館(公共建物)内に、民間運動団体である「部落解放同盟」の事務所が、岩瀬南町集会所(元寿集会所)が「同和会」の事務所と化し、その人件費等運営費が、市政等でまかなわれている。直ちに是正すべきだと思つが。

市長 中間市立隣保館は、現在、国の定めた隣保館設置運営要綱及び、中間市立隣保館条例に基づき、運営してはいますが、設立当初は、基本的人權の尊重の精神に基づき、同和地区住民の社会的・文化的・経済的生活の向上を図り、同和問題の速やかな解決に資することを、目的として建設さ

れた施設です。しかし、九年四月より、同和地区だけでなく周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や同和問題を含めた人権啓発の住民交流の拠点となる、コミュニティセンターをめざし、運営を行う事となり、特別対策から一般対策へ移行しています。

岩瀬南町集会所も、国の定めた隣保館設置運営要綱及び、中間市立隣保館条例に準じて、運営を行っています。

現在、中間市立隣保館には、職員三名と臨時職員一名を配置、また、岩瀬南町集会所には、嘱託職員一名と非常勤嘱託職員三名を配置し、隣保館事業としての、相談事業、啓発及び広報活動事業、教養・文化事業等を行っています。

更に、本市の同和対策事業を実施するため、中間市同和対策基本計画策定委員会で、「中間市同和対策事業基本計画」に関する答申をいただき、また、「基本計画」において

も、地元両運動団体を協議・協力の機関と位置付けされており、同和問題の解決に協力をいただいています。今後、本件に関する取扱いについては、地元両運動団体と協議、検討していきたいと考えています。

公立保育所及び隣保館・岩瀬南町集会所の統合問題について

議員 ひまわり・こすもす保育園及び隣保館、岩瀬南町集会所の統合や移転の件について、保育園の合併や立ち退き問題は、話し合いが中断して一向に進んでいないが。

市長 中間市子育て支援計画の中で、こすもす・ひまわり両保育園を統合し、新たに一園を開設する方向で検討しています。

中間市立隣保館、岩瀬南町集会所については、同和地区住民の社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、同和問題の速やかな解決をめざし、設立、運営されてきましたが、九年四月から、一般対策へ移行しており、地域社会全体のなかで、福祉の向上や同和問題を含めた人権啓発の住民交流の拠点となる、コミュニティセンターをめざし運営を

行っています。

隣保館・岩瀬南町集会所は、かなり老朽化しており、将来的には統合し、二十一世紀にふさわしい(仮称)人権啓発センターを建設したいと考えています。

十四年度中に検討委員会を設置し、統廃合、跡地利用、建設場所、建設の規模、建設費用等を含めて検討していきたいと考えています。



ひまわり保育園



こすもす保育園

ハーモニーホールに関して

議員 ホールの利用申し込みは、何ヶ月前から出来るか。又、利用者が複数のときはどうしているのか。

使用料が大変高いと聞いているが、どうか。

大・小ホールを音楽関係で十八時から二十二時まで使用した場合の費用は。

十二年度の利用件数及び利用者数、市内及び市外は何件で何人位か。

大小ホールが同時に使用できないようだが、何故か。又、昨年専門家が調査したと聞いているが、その結果は。

自主運営をしているが、昨年度の予算、運営回数等は。

大ホールの客席数は七百五十席と少ないが、その割に職員数が多いようだ。職員は何人位いるのか。又、男女別勤務の内容は。

公式行事は年何回か。又、各学校の使用を公式行事には出来ないか。

市長 大ホールは一年前より、小ホール・展示室は六ヶ月前より、その他の会議室等は三ヶ月前より申し込みでき、申込者が同時に複数の場合は、抽選としています。

他市町村施設使用料より低く料金設定しています。



なかまハーモニーホール

小ホール

大ホール

ールは四万円から六万円程度です。

十二年度の総利用件数は二千三百六件、総利用者数は九万八千七百二十五人です。

内、大ホール利用件数は、百二十四件、利用者数は、三万七千二百三十人、小ホール利用件数は百三十二件、利用者数は二万四千二百十八人です。

市内・市外の内訳については、市内利用者は約七十%程度です。

楽屋数の不足や、イベント(行事・催し物)の内容によつては音もれがあり、同時使用はさせていませんでしたが、十四年度中に、同時使用可能な補修をしたいと考えています。

十二年度財団自主事業については、音楽・演劇・古典芸能・講演会等、計十三の事業を実施しました。総入場者数四千九百六名です。

また、事業に関する予算額は二千七百六十一万円、収入は一千四百四万円です。

現在の職員数は、自主事業企画運営職員として、嘱託職員三名・臨時職員一名、施設維持管理職員として嘱託職員二名・委託職員一名、インフォメーション(案内、受付)職員として嘱託職員三名・臨時職員一名、管理係職員とし

て嘱託職員二名、財団管理者として市からの派遣職員二名、館長以下十六名です。

男女間勤務条件は同じで、八時三十分出勤、十七時退勤のA勤務と、十三時三十分出勤、二十二時退勤のB勤務の二交替勤務をしています。

市内小・中学校が課外活動の一環としてホールを使用することは、教育委員会主催ということ、減免規定に該当すると考えています。

また、市の公式行事としては、成人式・出初め式等四件ですが、その他市が公的業務で十二年度、使用したのが、大・小ホール二十三件、会議室等が三十二件、その他ロビー・ギャラリーが五件です。

介護保険制度について

議員 介護保険事業特別会計は、黒字になっているが、その要因について。

市長 十二年度介護保険事業特別会計では、形式収支で約六千四百万円の黒字決算となつていますが、実質収支では、介護給付費が翌年度精算されることから、国、県、社会保険診療報酬支払基金への返還金が約三千九百万円出ることから、約二千五百万円の黒字となつています。

これとは別に、介護給付費準備基金として約六千三百万円の積立金があり、十三年度及び十四年度分の介護給付費の運用資金に充てられることになつています。

黒字の要因については、要介護認定者数の減員による介護給付費の減少で、在宅サービスでは百十九名、施設サービスでは三十五名の減員で、なかでも施設サービスでは、平均利用額の高い療養型病床群の入所者が少なかったため、全体で介護給付費が計画と比べると約九十%の実行給付率となり、約一億八千万円の介護給付費が減少となつています。

また、十三年度の事業状況については、概ね計画に近いサービス量で推移し、サービス利用は増加しています。

十四年度には、市内にグループホームの建設や療養型病床群等の計画も予定されており、サービス費用が増えるものと思われま

す。今後は、十四年度に高齢者総合保健福祉計画の見直しが行われ、十五年度以降の五ヶ年計画を作成することになりますが、市民の声を聴きながら、計画書作成と介護保険事業の安定的運営に鋭意努力していきたいと考えています。

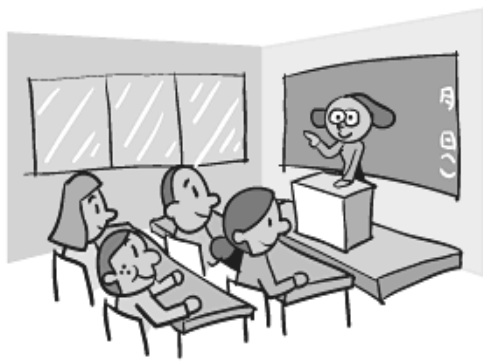
教育行政について

議員 新年度四月より、学校は完全週五日制になり、「新学習指導要領」もスタートする。

しかし、「新学習指導要領」が問題を抱えていることは文部科学省自身が早期見直しを言い出していることから明らかで、保護者の間でも不安が広がっている。

そこで、四月以降、中間市の学校教育において、子ども達の学力保障のためどのような取り組みがされるのか。

教育長 四月より新しい教育課程での学習指導が始まりますが、今回の学習指導要領改訂にあたり、その趣旨が十分保護者に伝わっていないようにも思われます。学習内容が厳選、二割程度



削減されていますが、今回の改訂に当たって一番の柱は、基礎・基本の確実な定着にあると捉えています。

今回の改訂にあたっての中央教育審議会答申においても、「教えるべきことは徹底的に教えることが必要」であることが述べられており、教育委員会が、これまで一貫して各小中学校に指導してきました。

各学校においては、ゲストティーチャーや特別非常勤講師を活用し、より専門的な学習指導を行っています。また、各学校には、少人数授業など

きめ細かな学習指導実施に伴う教職員も配置されており、創意工夫をこらしたよりきめ細かな授業が行われています。

教育委員会としても、研究指定委嘱校制度により、学力向上のための研修・研究に対し支援しているところであり、各学校は研究指定委嘱校であるとないつく関係なく授業研究を伴った実践的研究を進め、児童生徒の学力向上に日々努力しています。

これら学校での実践は、十三年度教育委員会としてとりまとめ、「学力向上の具体的方策」として、冊子にし、各学校に配布、学校において活用されています。

更に、昨年度と同様に、県

緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し、一年間、各学校に一名、合計十名の学力向上のための非常勤職員を配置し、学習指導の充実に努めています。

教育委員会は、これまで一貫して学力向上こそが、学校教育における第一義のねらいであるとの理念のもと教育行政を進めてきました。

今年、四月を迎えても、何ら変わるところなく、児童生徒の学力向上に向けた行政施策を推進していく考えです。

十四年度予算について

議員 本年度の重点施策について

新設された契約課、明るい街づくり推進室の具体的な内容について

男女共同参画社会推進に

市長 予算編成にあたっては、少子高齢化対策、生活環境整備、健康づくり事業、生涯学習推進等、四つの重点施策を掲げています。

少子高齢化対策では、一人ぐらしや寝たきりのお年寄り対策に、取り組んでいきたいと考えています。

また、生活管理指導員派遣事業や、寝たきりのお年寄り

のための理美容サービス事業を新たな事業として計画しています。

少子化対策では、障害児の子育て支援事業、ブックスタート事業も計画しています。

生活環境整備では、生活道路の改善及び市営住宅、小中学校、保育所等の室内の改善を図り、住環境整備に重点を置いた施策を行います。

健康づくり事業では、高齢者のインフルエンザ予防対策を引き続き行なっていきます。

生涯学習推進事業では、新たに陶芸作業所を設置し、さらに、青少年に贈るコンサートを開催します。

建設部が行っていた工事指名業者の選定から入札・契約、及び工事の完了検査業務を分離し、契約事務や工事検査を行うため、総務部に新たに契約課を設置しました。

また、本年四月から、公共工事入札前の現場説明の廃止、落札後の契約保証人制度についても廃止するように進めています。

また、一月一日付総務部に「明るい街づくり推進室」を設置し、事務の内容は、防犯や青少年対策に関する相談窓口や、市内を巡回しての未成年者の喫煙や不登校児童・生徒の指導等を行っています。

契約課



明るい街づくり推進室



十四年度は、「明るい街づくり課」設置に向けた取組みを進めたいと考えています。

各種審議会への女性委員の登用率は、十三年六月現在二十一・九%です。

本市も、十四年度において「なかま男女共同参画プラン」の策定に取り組むこととして

女性政策について

議員 男女共同参画社会基本法の前文には「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ」ているが中間市は他市の取り組みと比較にならない遅れです。

行政は二十一世紀に男女共同参画社会を実現するために基本法に則っておりとあらゆる努力を行うべきです。

十三年四月にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が施行されたが認識と対応についてお尋ねする。

市長 各種審議会等への女性委員の登用率は、十三年六月現在、二十一・九%です。

本市も、十四年度において「なかも男女共同参画プラン」の策定に取組むこととしていきます。

相談業務は、県遠賀福祉事務所が対応していることから、市に問い合わせや相談を申し込まれた方には、県遠賀福祉事務所に相談されるように案内しています。

法の趣旨に基づき、県の関係機関及び警察署、並びに医療関係機関や地域の方々とも連携を深め、女性並びに配偶者に対する暴力はもとより、

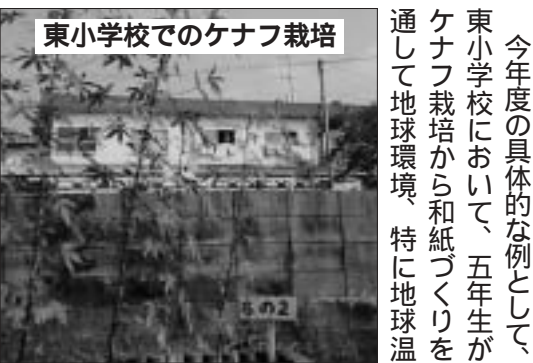
地域社会や学校におけるあらゆる暴力を根絶するために、今後とも取り組んでいきます。

DV（ドメスティック・バイオレンスの略語）
家庭内暴力、とりわけ、夫、恋人など、親しい男性から、恒常的に女性が受ける暴力や虐待。

議員 小中学校の総合学習で「環境教育の実践」が大きな柱です。どのように計画されているか。

教育長 十四年度は、全小中学校で総合的な学習の時間の内容として環境問題について取り扱うように計画が立てられています。

今年度の具体的な例として、東小学校において、五年生がケナフ栽培から和紙づくりを通して地球環境、特に地球温



東小学校でのケナフ栽培

暖化問題について、二十時間を費やし、学習しています。

環境問題は、地球規模での重要な問題であり、学校教育の担う役割も、大変大きなものがあると考えています。

今後、更に環境問題に対する児童生徒の認識を高めるべく、指導内容の充実に努めていきたいと考えます。

行財政改革について

議員 今回の職員の人事異動について。明るい街づくり推進室について。CI戦略とは何か、その成果は何か。

庁議は毎週開かれていますが、その内容について。

市長 人事異動は、教育訓練や人材育成、汚職の防止、また何よりも、職員の適正を考慮した配置を行うことにより、組織全体の活性化を図ることが最大の目的であるものと認識しています。

この財政事情が悪化するなかで、特に、参事三名の歳出増を伴う昇格人事を何故行つたのか、とのご意見であるものと推察しますが、本年一月の人事異動は、私が目指す市政実現のためには、このポストが是非必要であるとの判断

のもとに異動を実施しました。今回参事を配置した職場は、市民からの多様な要望に加え、同時に様々な課題を抱えており、これらの諸問題を解決するには、参事という意思決定部門の充実が不可欠であるものと考えたからです。

長い視点で市政の動向を判断した場合、その経済的負担以上の事業効果が得られるものと確信しています。

主な業務は、市内を巡回し、未成年者の喫煙や不登校児童・生徒に対する指導や市民からの防犯や青少年の非行等の相談、また、関係機関との連絡調整を窓口で行うこととしていきます。

来年度は、防犯思想の普及に関する諸事業の実施や、市内巡回事業を実施しながら、防犯協会や少年相談センター、家庭児童相談室などとの連携を検討し、各相談事業を一括して扱う、「明るい街づくり課」の設置に向けた取組みを行いたいと考えています。

民間企業の発想と活力を市政の中に活かしながら、事務・事業の効率性や成果を追求し、費用対効果が最大限に発揮できる行財政運営を目指すものが、CI戦略です。

市民への対応については、市職員としての自覚と誇りを

持ち、あいさつ、身だしなみ言葉づかい、執務態度などにおいて、責任ある行動をとり、特に執務にあたっては、まず、やってみよう、疑問点の洗い出しをしよう、方策を考えよう、そうした姿勢で、複雑多様化する行政需要に答えられるよう、職員の意識改革を図りながら、市民に信頼され、一層の親しみを持っていただける市役所に改革しようとするものです。

庁議は、市政の重要な事項について協議、審議並びに調整等を行い、もって市行政の統一的、機能的かつ能率的な運営を図ることを目的として設置した、行政組織内の最高の審議、検討機関です。

また、庁議の審議事項は、市の総合計画及び重要施策に関すること、予算編成方針に関すること、市議会に付議すべき案件に関すること等、幅広く市政の重要事項について審議、検討を行っているものです。

CI（コーポレート・アイデンティティの略語）
シンボルマークやロゴ、シンボルカラーなどを使得って企業イメージの浸透、定着をはかる広報活動。

敬老年金について

議員 一九七〇年（昭和四十五年）四月に条例として制定され、一九七九年（昭和五十四年）七月改正され今日に至っている。二十数年振りの改定がなされるという事であるが、この年金という敬老祝金は、お年寄りの皆さんにとって、少ない額であるが、毎年九月という月を「楽しみ」にしている。

改定しようとする見解を伺いたい。

市長 敬老年金条例が制定され三十年が経過、その間、平均寿命も延び、高齢者の人数も激増しています。

ちなみに、昭和五十一年の国勢調査では、七十五歳以上の後期高齢者数が千二百六十

七名だったのが、本年一月末では、四千五百九人で、二十年間で約三、六倍に増えている状況です。

今後も更に高齢化が進んでいくことから、敬老年金受給者の年齢を七十五歳以上から節目毎に見直すもので、見直しされた財源については、在宅福祉サービスの充実に図って行きたいと考えています。

具体的には、十四年度は生活管理指導員派遣事業で事業内容は、介護保険非該当者で身寄りがなく日常生活を営むのに支障がある、おおむね六十五歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯であって、日常生活管理及び対人関係に支援指導をするものです。

次に訪問理美容サービス事業は、おおむね六十五歳以上の在宅寝たきり高齢者で、外出が困難なため理美容店を利用することが出来ない人を対象とする事業です。

情報公開について

議員 十二月議会で、外郭団体を情報公開実施機関に加える、手数料を無料、コピー代を十円にする、情報公開制度以前の情報公開はどうするのかなどの質問をしました。

この三点は情報公開審査会

に諮り、検討するとの答弁であったが。

市が助成金等を出している全ての団体を公開の対象とすべきと思うが。

市長 本年一月の情報公開審査会で、本市の条例制定時と現在とでは、情報公開制度を取りまく状況が変わってきていること、また、国の情報公開法が施行され、他の自治体も条例改正を検討していること等から、本市も、検討を行うべきであるとの意見を頂き、担当部課に検討するよう指示しています。

団体への助成額の多寡や団体の法的性格、業務の内容等様々であるため、団体を一律に対象とすることは難しいと思われま。

いずれにしても、出資法人等の情報公開を求める必要性は、今後大きくなると思われることから、国における特殊法人等の情報公開に関する法律や他の自治体における実例等を参考に検討する考えです。

地球温暖化防止対策への取り組みと地球環境教育について

議員 中間市の地球温暖化防止対策と環境教育について。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、温暖化対策

への取り組みとして、地方公共団体に実行計画を作ること義務付けました。

宗像市、太宰府市、大野城市等は基本計画条例もできているが、中間市は遅れている。

市の第三次総合計画の中に「地球温暖化対策への実行計画を早急に制定・・・環境基本条例を制定し、環境基本計画を策定、整備」とあるがその進捗状況は。

市長 市では、資源回収団体への奨励補助金、生ごみ処理容器購入に対する補助金や電気自動車環境パトロールカーとして活用するなどして取り組んでいます。

「環境保全実行計画」および「環境基本計画」への取り組みについては、十三年五月から、既に取り組んでいる自治体へ調査に出向くと共に、六月議会において、環境審議会条例を改正し、環境審議会には、今後とも、環境保全に関する基本的事項の調査と審議をお願いしたところです。

更に、「環境保全実行計画」を検討し、本年四月から実行することとしています。

実行計画の主な内容としては、本庁と出先施設を含め、事務および事業の執行に際して、地球温暖化の原因となる温室効果ガス発生を極

力抑制し、環境への負荷を軽減するものです。

教育長 環境問題は、主に小中学校における総合的な学習の時間及び小学校の社会科、中学校の社会科及び理科において学習されています。

来年度は、全小中学校で環境領域を取り上げた学習が計画されています。

教科の学習においては、小学校では社会科で、中学校では社会科と理科で必ず環境問題について学習しなければならぬようになっていきます。

環境問題は、人類存亡にも関わる重要な問題であるとの認識のもと、今後とも指導内容の充実に努めていきたいと考えています。



市立病院の医薬品について

議員 医薬品の中には、同じ成分で同じ効き目の薬が、複数売られているものがある。

最初に発売された先発品とその後の特許が切れた後に他社が発売するジェネリック医薬品(後発品)です。先発品にくらべ後発品の薬価は五割ほど安くなっている。



市立病院薬局内

市立病院では、使用されている医薬品は約八百品目で、その内、後発品は二品目です。他の医療機関で先発品から可能な薬品をすべて後発品に切りかえた場合、薬剤費を二十数%削減しています。

市立病院の十二年度決算による薬品費の中の投薬分は三億二千万円になっています。後発品に切りかえれば薬品費を大きく削減できます。

後発品への切りかえは、保険財政に大きく寄与するだけでなく、患者負担も大幅に軽減されます。

後発品の使用促進をはかるべきだと思いますが、市長 先発品メーカーは新薬を開発するため、臨床試験等さまざまな研究開発の過程を経なければなりません。

また、承認申請の際も多くの資料の提出が義務づけられ、十年から十五年の月日と、膨大な研究開発費が必要とされています。

一方、後発品はメーカーが、新薬開発のための膨大なコスト(費用、経費)を省けますので、非常に安く薬を製造することができま。

従って、後発品の薬価は、先発品の四割から八割安と定められています。薬価が安くなれば病院収益も減少しますが、今回、医療制度改革に伴う医療費の抑制とともに、保険政策に大きく寄与すると考えられています。

また、安い後発品を使えば患者の負担は軽くなるが、有効性と安全情報、副作用の対応、クレーム(苦情)対応等、必要不可欠な情報収集・提供体制などが現在論議されています。

次に市立病院では、現在二

品目の後発品を使用していますが、他の近隣の公立病院で後発品使用状況を調査したところ、二品目から三品目程度の後発品しか使用していない病院が二病院であり、まったく後発品の使用をしていない病院が一病院でした。

また、最も多くの後発品を使用しているのが、病院に併設された老人保健施設であり、約三十品目程度です。従って、近隣の公立病院ではほとんど後発品を使用していないのが現状です。

後発品を使用するという点に関しては、その安全性等について医師の判断によるところが大きいと考えますが、優良で安価な後発品を安定的に供給できる環境づくりがさらに進み、情報提供が整ってくれば使用頻度が多くなると考えています。

今後、院内に設置している薬事審議委員会等で、十分論議・検討していきたいと考えています。

旧社会福祉センターの活用について

議員 旧社会福祉センター

は、市職員の研修会館にするようになっています。

市長 旧社会福祉センターに



旧社会福祉センター

については、建築後三十年ほどが経過し、建物の調査を行ったところ、浄化槽の老朽化や建物の主要構造部分に亀裂が発生していること、屋上の防水処理が劣化していることとあわせて、空調設備による電力容量のアップが必要となるなど、改修による耐久性や効率性に問題があることが判明し、建替えによる整備を行うこととしています。

基本構想では、野外活動や学習時の休憩施設としての活用や、中央公民館や市民図書館などの分館的な機能を持たせ、多世代が交流できる環境とすること。また、太陽電池の導入による省電力化や、ユニバーサル・デザインを基調とした建物とすることを基本としています。

次に整備時期ですが、浄化

槽は、十六年度の完了に向けて整備中である「遠賀川下流域関連公共下水道」の完了後は不用になること、また、JR筑豊本線アンダー事業が十七年三月の完了予定であることなどから、これら事業の完了にあわせた十六年度以降の事業として整備することとし、プロポーザル委員会です承をいただいています。

なお、建物は本年の「さくら祭り」後に解体し、整備に着手するまでの間は、垣生公園来園者の広場や、仮駐車場としての利用を考えています。

ユニバーサル・デザイン 障害者、高齢者、健常者などの区別なく、誰もが分け隔てなく使える、通れる、住めるように、商品、街、公園、家の設計、デザインしようというもの。

市議会会議録は 図書館で閲覧を!

本会議の一般質問や答弁など詳しくお知りになりたい方は、「市議会会議録」をご覧ください。

三月議会の会議録は、六月中旬から市民図書館で閲覧することができます。

